

県独自の緊急事態宣言に伴う保育施設等における対応方針について

令和3年2月5日時点

1. 期間について

令和3年1月28日 ～ 緊急事態宣言期間中

2. 感染拡大防止策について

- (1)感染症対策として、「こまめな手洗い」、「手指消毒」、「マスク着用」、「こまめな換気」などの実施に努めること。
- (2)手が触れる机やドアノブなどの消毒をこまめに行うこと。
- (3)委託業者等について、物品の受け渡し等は、玄関など施設の限られた場所で行うこと。また、施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい発熱等が認められる場合は立ち入りを断ること。
- (4)渡航については、島外との往来の自粛をすること。
- (5)発熱等の風邪症状が見られるときは、無理をせず休養をとること。
- (6)施設の玄関先等での密を避けるため、登園・降園時は、「遅めの登園」や「早めのお迎え」など、保護者同士が密接にならないよう、配慮をお願いすること。
- (7)令和3年2月5日市長発表にあること。

※その他、国通知の「保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係るQ & A（第八報）」なども参考に対応をお願いします。

3. 保育施設等について

(1)認可保育施設及び放課後児童クラブについて

○原則開所とする。

原則開所とするが、感染拡大のリスクを回避するため、登園自粛を要請する。（登園自粛した日数に応じて保育料を減免いたします。）

放課後児童クラブの開所時間については、幼小中学校の学校再開に伴い通常の開所時間とする。

※開園する理由：保育所、こども園等については、「保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから感染拡大の予防に留意した上で、原則として開所」との国の方針に基づき開所いたします。

(3)児童館について

○閉館とする。

※閉館理由：市の感染状況から不要不急の外出を避け、緊急事態宣言期間中は、できるだけ人の集まる場所への外出を防ぐために閉館とします。

(4)子育て支援センターについて

○利用を休止とする。

就学前児童(主に乳幼児が利用)と保護者が当事者間同士の交流や子育ての不安や悩みを相談する場である。感染リスク回避のため利用を休止とします。

電話での相談等については、通常どおりとします。

(5)病児・病後児保育について

○病児保育については、新型コロナウイルス感染症と診断された場合、又は濃厚接触者と特定された場合、原因不明の発熱があり確定診断ができない病児は利用不可とします。

○病後児保育については、事業実施の保育施設（東保育所）の対応と同様に通常受入とします。

(6)一時預かり事業（西城保育所）について

○不要不急の外出自粛要請に基づき利用を休止とします。

4. 保育所等の臨時休園について

○感染者が発生した施設は、臨時休園又は一部休園。

※休園期間については、県関係機関と相談の上、決定します。

5. 島外への渡航した場合について

園児又は家族が島外へ渡航した場合については、原則、帰島後14日間の家庭保育とする。（沖縄県において不要不急の往来自粛が要請されており、宮古島市としても島外との往来自粛をお願いしている）

※緊急や各家庭の事情により渡航した場合については、緊急事態宣言の期間中は、できる限りの家庭保育を検討していただき、可能な日においての協力をお願いします。（保育を断る対応ではありません。施設長とご相談ください）

6. 同居家族が濃厚接触者や体調不良等でPCR検査を受けた場合について

同居家族に濃厚接触者が出た場合や体調不良等でPCR検査を受けた場合については、検査結果が出るまでの間は家庭保育をお願いします。

結果が陽性となった場合については、濃厚接触者となる可能性が強いことから、保健所の指示に従ってください。

感染者又は濃厚接触者となった場合には速やかに施設（園）に連絡をお願いします。

7. 濃厚接触者、感染者本人及びその家族等への配慮について

○新型コロナウイルス感染症は、誰もが罹患の可能性がある感染症であり、感染者や濃厚接触者及びその家族等に対する偏見や差別などは絶対に行わないで下さい。